

河合町議会会議録

令和元年 6月21日 開会

河合町議会

令和元年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第4号（6月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第26号、議案第31号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第28号の委員長報告、討論、採決	12
○議案第27号、議案第29号の委員長報告、討論、採決	13
○議案第35号、議案第36号、同意第8号から同意第11号、諮問第1号の上程、 説明	16
○議案第35号の質疑、討論、採決	18
○議案第36号の質疑、討論、採決	25
○同意第8号の質疑、討論、採決	40
○同意第9号の採決	54
○同意第10号の採決	54
○同意第11号の採決	55
○諮問第1号の採決	55
○動議の提出	56
○延会の決定	56
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決	57
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	58
○副町長の挨拶	59
○散会の宣告	60
○署名議員	61

令和元年6月21日（金曜日）

（第4号）

令和元年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和元年6月21日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第26号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第31号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例
に関する条例の廃止について
- 日程第 3 議案第28号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第27号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第29号 令和元年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 6 議案第35号 工事の請負契約について
- 日程第 7 議案第36号 工事の請負契約について
- 日程第 8 同意第 8号 副町長の選任について
- 日程第 9 同意第 9号 監査委員の選任について
- 日程第10 同意第10号 消防委員の選任について
- 日程第11 同意第11号 消防委員の選任について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 議員発議第1号 個別外部監査制度を導入及び実施を求めることについて
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子

11番 岡田康則

12番 西村 潔

13番 谷本昌弘

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	教 育 長	竹林信也
企 画 部 長	澤井昭仁	総 務 部 長	福井敏夫
福 祉 部 長	門口光男	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推 進 部 長	堀内伸浩	教 育 部 長	上村欣也
企 画 部 次 長	森嶋雅也	総 務 部 次 長	浮島龍幸
福 祉 部 次 長	杉本正範	まちづくり 推 進 部 次 長	福辻照弘
まちづくり 推 進 部 次 長	石田英毅	安 心 安 全 推 進 課 長	上村 学
総 務 課 長	小野雄一郎	財 政 課 長	上村卓也
住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	浦 達三
高齢福祉課長	松村豊範	保健センター 課 長	小山寿子
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	佐藤桂三	特命担当課長	井筒 匠
まちづくり 推 進 課 長	中島照仁	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中野典昭

会議に従事した事務局職員

局 長 阪本武司

調 整 員 松本良一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第2回定例会を再開します。

◎委員長報告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、議案第35号、第36号の2議案、同意第1号から第4号の4同意、諮問第1号の1諮問、議員発議第1号の1発議、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、さきに上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第26号、議案第31号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第1、議案第26号、日程第2、議案第31号を総務常任委員会に付託しておりますので、西村 潔総務常任委員長より報告を求めます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村委員長。

○12番（西村 潔） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月10日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第26号、第31号について、6月11日に委員会を開きましたので、その結果を報告させていただきたいと思えます。

まず、議案第26号 令和元年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、補正予算で新たな政策的経費はどの部分であるか、特別職の報酬減額の4月遡及についての質疑がございました。施政方針に従って重点的に実施するものを計上しており、報酬減額は条例が記載された施行日から有効である、制度上遡及はできないとの答弁がございました。

次に、Windows 7から10への変更の状況と調達コストの低減化、総合福祉会館の工事内容の浴室修理の予定について質疑がございました。パソコン80台の更新とWindows 10のライセンスがあるパソコン131台は、導入作業実施、奈良県の共同調達などを使い価格の低減を図っており、総合福祉会館の工事は給排気ファンと非常灯の修理で、浴室については運営協議会で審議中とのことで、今回は予算計上していないとの答弁がございました。

また、小学校再編事業費の内容と部活動指導員の導入についての質疑では、閉校式などの式典、引き渡しの業務、大型設備の移転工事を予定し、部活動指導員は4月から第二中学校に2名配置しているとの答弁がございました。

そのほか、個別では債務負担行為の業務内容どういったものなのか、住宅管理費の減少、ハザードマップの内容、文化会館維持管理費用についての質疑がございました。それぞれの答弁がなされております。

歳入では、各事業の町債の起債充当率、交付税措置、借り入れ先についての質疑がございました。それぞれ答弁がなされております。

審議の結果、賛成、反対、同数となりましたので、委員長裁決により否決することに決しました。

次に、議案第31号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の廃止については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、さきに教育委員会の意見を聞いたところ、平成23年9月より町長部局で健康とスポーツの調和をさせた施策が行われてきましたが、子育て世代への支援として、母子保健及び子育て期間の支援の充実、生涯学習及び学校教育における部活動充実のため、保健センターの機能強化と効率化を目的に、スポーツ振興部門を分離して教育委員会で所管することが効率的であるため、スポーツに関する事務について町長が管理及び執行するとした条例を廃止することは適当であるとの見解でございました。

これらを踏まえて、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第26号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 異議ありとの声ですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、苦渋の選択なんですが、反対させていただきます。

まず、理由なんですが、第2表、3ページの債務負担行為についてちょっと私の考えを申し上げますと、認定こども園の通園バス運行委託で5,725万、5年、令和2年から6年までということで、認定こども園の給食費調理委託で9,240万、同じ5年計画で盛っておられます。今非常に財政が厳しい中で、この給食調理について第一小学校と一中は委託でやっておられます。その金額と比べますと高額になっていると思います。その点を見直していただきたく、それと5年契約が果たして妥当なのか。今回町長が清原町長になりましたが、来年から5年までの3年間でいいんじゃないかと思います。

そこら辺の契約を見直していただきたいのと、それと小さな金額では思いますが、第一小学校のウッドデッキの680万の計上について、先日も担当の課長さんに平面図を見せていただきました。それと過日、1週間前に第一小も視察させてもらいました。この680万の工事が果たして今やるべきかな、もっとほかに使うようなことが必要なことがあるんじゃないかと思いました。実は、第一小学校は二小、三小と比べても新しい新築、まだ15年ぐら

いしかたっていませんので、瑕疵は余りないですけれども、もっと違う箇所の修理も必要じゃないかなということを現場を視察しまして感じましたので、今回もう一度この補正予算については、見直していただきたいということで反対させていただきます。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

（「反対や」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 総務常任委員会で、私は一応賛成という形をさせていただきましたが、賛成理由としては、やはり小学生の子に英語体験授業とかそういったものは、やっぱり実施していただきたいという立場で賛成はいたしました。本来基本的には今、長谷川議員のほうからありましたように、認定こども園のこの債務負担行為、これについてはいろんな業務委託の手法があると思うんです。それを何かやっぱり固定概念か、一つにこだわってそれでやっておられる感が受けられたんで、いろんなところからやっぱりして、できるだけ経費を削減できるような検討をしていただきたいかったなど、それ思います。

それと、やはり問題となっている部分もあるんで、できたらその教育関係とか、それと普通のものとはちょっと分離して、次から出していただきたいなとそういうふうに思いました。

一応、本案に対しては賛成させてもらいますけれども、100%じゃないということだけ、今回この場でお伝えしたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（杵本光清） 岡田議員、反対ですか、賛成ですか。

○11番（岡田康則） 反対。

○議長（杵本光清） 反対。

では、岡田議員。

○11番（岡田康則） よろしいか。

○議長（杵本光清） はい。

○11番（岡田康則） では、今回の補正予算について反対討論というか私の意見を述べさせていただきます。

補正予算を見させていただいたら、前町長の補正予算とどこが変わっているのかな、どこを節約しはったんかなというのが、私の今一番の最初の気持ちだったんです。

それからほか、長谷川議員から出ました認定こども園の運行委託でもありまして、やは

り日本一のこども園をつくるんやという割には、まず運転士さんとかを外部委託はいかかなもんかな、やはりこれは町の面接、その方ありきで面接していただいて、そういうふう日々雇用なりで採用していただく、そういう形がベストではないかなとか思います。やはり今子供を取り巻く、また事件多うございますので、やはりそこは慎重にならないと日本一のこども園やというには言えないと思います。

ほかは、やはり老人連合会に対しての100万円なんですけれども、やはり今、河合町非常に財政悪いのにこんなんしてる場合ちゃいますやんというところですね。やはりほかいろんなところにお金を使わないといけないのではないかな、老人会を廃止されましたが、老人会をすると100万円ももちろんそんな要りません。芸人さん来ていただいて、まほろばホールいっぱい600人の方が笑って半日過ごせるんじゃないかな、そのほうが非常に皆さんのためになるのではないかな、やはり老人の富裕層の方、3万円払って旅行をとというよりも、やはりそういう形でもう1回再考していただかないといけないかなとか思います。

やはりどこまでいっても儉約というものが見えないというのが非常に残念でありますので、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

坂本議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（坂本博道） 反対です。

○議長（杵本光清） ちょっとお待ちください。

常盤議員、賛成ですか、反対ですか。

○2番（常盤繁範） 反対です。

○議長（杵本光清） 大西議員、賛成。

○9番（大西孝幸） 賛成です。

○議長（杵本光清） では、大西議員から発言を認めます。

○9番（大西孝幸） この中山議員も私も賛成の立場ですけれども、この債務負担行為の5年という部分にはちょっとひっかかっています。この人的確保、給食の安定的な運用という部分もあると思うんですけれども、ちょっとその5年という部分でひっかかっています。

あと、ウッドデッキについては、もう数年来皆さん、他の議員さんも何で早くせえへんねんということで、議会のほうでも一般質問でも出ていました。やっぱり安全ということ考えると、このウッドデッキについてはもう早急にやってほしいという思いです。

私も賛成ですけれども、100%ではないということをお伝えします。

以上です。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 私も大変こういう補正ですから、苦渋の選択という面もあるんですが、反対の立場でいきたいと思います。

ただ、中身そのものにつきましては、先ほどのウッドデッキの問題も、こういうことはやはり早くしてほしいという立場であるのは間違いありません。しかし、かなりひっかかっているのはこれはちょっと見解が違いますけれども、債務負担行為の件については、給食のほうも今回は逆に委託という方向になっています。確かに価格の問題等ありますけれども、全体としての安全やら、それとまた、これまでの河合町つくってきた給食業務のことを考えたときには、そういう委託の方法でいいのかというのが一つあります。

同時に、その期間も債務負担行為というやり方というのは、これまで余り導入していなかったように思うんですけれども、こういうやり方というのも確かに一方で経費的な固定化と、それから同時に自由度の問題含めて、余りこれは自分としては、こういう方向でいいのかという思いもあります。

ですから、全体の額から見たら小さいところでもあるんですけれども、ただし今後の方向性やら考えたときには、今回の採決としては反対という立場で表明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対の形で、詳しくちょっと説明させていただきますと、常任委員会の否決に対しての反対の今後述べさせていただきます。逆ですか、違いますか。

○議長（杵本光清） 賛成。

○2番（常盤繁範） では、賛成という形でさせていただきます。

この件に関しましては、私も本来であれば反対の形をとらせていただきたいと考えているんですけれども、議案の内容を吟味しますと、どうしてもこれは通すべきな形なんではないのかと、非常に苦慮しましたが、その姿勢をとらせていただきます。

理由としては、やはり他の議員さんからもお話あったとおり、3ページの債務負担行為の部分に関しては、もう少し吟味が必要ではないかと、もっと詳しく詳細にわたって議論すべきではないかとそのように考えるところでございますが、それに対して、例えばですが、32ページ、33ページの国ですか、県ですか、国のほうから緊急点検を行って補修工事を行って

くださいよという指針に基づいて、ため池の補修工事の予算、こういったものを計上されております。

また、風疹の抗体検査、予防接種、そういったもの、これは委員会での発言に対してちょっと疑問符がついたところではあるんですけども、46ページ、47ページの教育費の9款教育費、6項保健体育費の町民体育大会の経費、この計上、これに関しましては委員会で質疑があったみたいなんですけれども、私、傍聴の立場で伺っていた形なんですけれども、本来この方針に関しましては2年に1回という形の方向性でというものであったものを、新しく町長がかわられましたので、もう一度スタートラインに立つ形で計上させていただきますと、そういったご答弁理事者側からありました。

それに関しましては、やはりもう少し議論の必要があったのではないかなと、そういったものを踏まえて、私として申し上げたいこととしましては、例えば国ですとか県、そういった形で緊急性を伴う形で行ってください、そういった方針のもとに出された内容、それと例えば3ページにありますような、今後どういった方針をとりながら認定こども園の開園に向けて予算を立てていくか、そういった政策的な議案の内容、そういったものでできれば分離した形で議案を提出していただきたい。私この考えを周りの人間に話しますと、どこの自治体でもそうだと、そういう形で今まで議案は出されているんだよ、そういう話聞きます。

私としても、本来であれば、ああ、おまえよくわかっていないなという形で、後でお叱りを受ける形かもしれません。しかしながら、町民の利益を考えますと、緊急性を伴うものと政策的なものを吟味しなければいけない、そういったものでできれば分離していただいて、そういった形で町政を運営していただければとそのように強く感じまして、今回発言させていただきました。できれば今回に関しましては、ここまでとさせていただきますが、次回以降、できれば議案の提出の方法、そういったものも考えた上で、再考いただいた上でご提出いただければと強く願います。

以上です。

(「議長、ちょっと確認なんですけれども」と言う者あり)

○議長(杵本光清) はい。

○6番(坂本博道) すみません、討論の仕方のちょっと確認なんですけど、反対、賛成の立場ということやったんですが、委員長報告は否決という報告に対して、賛成か反対かという多分最後決議になると思うんですが……

○議長(杵本光清) いや、違います。原案に対しての賛成。

○6番（坂本博道） 原案に対してでよろしいですか。

○議長（杵本光清） はい。

○6番（坂本博道） そうしたら、今のほんなら原案に対しての態度ということでよろしい、はい、わかりました。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対の立場で発言したいと思います。

この補正予算の中にも、いろいろと前向きに検討された点もありますので、それも評価した上ですけれども、まず今度は1億2,000万円を超える補正予算ということで、3月の予算がそもそも骨格予算ということでしたので、この補正予算というか、補正のこの議案そのものがやっぱり予算審査委員会を立てて、もっと十分に審議してはどうかという気持ちもあります。

それを踏まえて、やはり皆さんがおっしゃっています3ページの債務負担行為について意見を述べたいと思います。

長期の契約ということで、長いということもありますけれども、認定こども園をつくるということで、そもそも町が責任を持って認定こども園を運営していく、そういったことである程度譲歩したというところもありますけれども、基本的には町が責任を持って運営してもらいたいということで、こんなふうにその委託業務がどんどんと増えていく中で、果たして町の公立であるというところが薄まっていくというか、責任が負いきれない部分も出てくるのではないかとこのように思います。行く行くは民間にということのをそれはないというふうにおっしゃっていましたが、こんなふうな形ですると来てしまうと、そういった危険性もあるということをご指摘したいと思います。

ということで、一部分の反対の意見ですけれども、反対討論とします。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 私は賛成の立場ですけれども、ウッドデッキに関しましては、子供を持つ親として保護者の立場からずっと訴えてきたことであります。何年も待ってやっと実現することができました。だから賛成、待っていた立場のほうからしたら賛成というふうにごさせていただきました。

あと、こども園に関しても、やっぱりこれから安心・安全を求めて、未来を担う子供たち

のことを考えて賛成にさせていただきました。すみません、うまく言えなくて。よろしくお願ひします。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私は、皆さんもおっしゃったように苦渋の判断で反対ということを表示したいと思ひます。

まず、130万円以上じゃないから、見積もり、競争の原理が働かないということもあるんかもわかりませんが、その辺はやっぱり少ないお金であっても正々堂々と、後でここに何で決まったかとなったときに、こことここ比べた、県から推薦があった、はっきりと理事者側が町民の皆さんに答えられるように、そういうふうな形のことを考えた場合に、やはりちょっと申しわけないんですが、反論したいという思ひでいたしました。特に、幼児教育のそのシステム、そういう面に関しては何とか応援したい、先ほど梅野議員がおっしゃったウッドデッキ等も、もうちょっと何とか応援したいという気持ちはありますが、やはり今の時期、それを考えた場合に、そういうふうなこともちょっと一考していただくことが必要じゃないかなと思ひて反対します。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 一議員として反対討論させてもらいたいと思ひます。

毎年、補正を6月、9月、12月組んでいくわけですが。12月補正とか3月補正はいろいろ特徴があると思ひますけれども、従来からこの歳出ありきじゃない、収入の範囲で歳出を出すということで、どうも歳出ありきでいろいろ考えている、これも大切なことなんですけれども、その財源がないのに補正予算を組むというような形になっているんです。

今回も債券の発行、それぞれ6億6,800万出ています。繰入金として3,000万出ています。財政調整基金については過去いろいろ質問させていただきました。財政的に調整することとは、補充をするという、もちろん余った場合は積み立てるということですが、3,000万も引き出してやらないといけない事業かどうかという視点を考えた場合、その辺のところは当初予算にあるわけですから、どうしてもそういう補正の組み方に対して、どうも疑問があるということをお私思ひますので、基本的には反対という立場で表示したいと思ひます。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 少数であります。

よって、議案第26号 令和元年度河合町一般会計補正予算については否決されました。

次に、議案第31号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第31号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第28号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3、議案第28号を厚生常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸厚生常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） それでは、厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月10日の本会議において当委員会に付託されました議案第28号について、6月12日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第28号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、マイナンバー標準レイアウト変更に対応するための介護保険システム改修経費の増額に関連し、マイナンバーカードの状況について質疑があり、平成31年1月31日現在で2,305人、12.83%との答弁がありました。

また、歳入では、消費増税に伴う保険料軽減措置に関し、第1号被保険者数と軽減額が補正額に対応するかとの質疑があり、第1号被保険者は6,400人で補正額が軽減額に対応するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（杵本光清） 議案第28号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第28号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第27号、議案第29号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第27号、日程第5、議案第29号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、馬場千恵子経済建設常任委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） それでは、経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月10日の本会議において当委員会に付託されました議案第27号、第29号について、6月12日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第27号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議をいたしました。

補正する委託料については、総務省通達により下水道台帳を整備するというもので、事業に対する国の助成と事業年度について質疑がありました。充当率100%、交付税算入率30%の起債による事業で単年度事業との答弁がありました。

委員会で審議されました結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第29号について、令和元年度河合町水道事業会計補正予算について理事者より説明を受けて、審議を行いました。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の増額で、その明細について質疑があり、新規採用職員1名と昇格人事による増額であるとの答弁がありました。

また、新規採用職員の職種と人事異動の意図についての質疑には、新規採用は事務職員で人的補填によるものとの答弁がありました。

そのほかに、技術職員の補充状況や重要なインフラである水道を守るため、計画性のある人事の必要性について質疑があり、水道事業3名、下水道事業1名の技術職員がいるが、特殊な業務で技術の継承が必要なことから、人事の固定化が見られるとの答弁がありました。

委員会で審議されました結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上です。

○議長（杵本光清） 議案第27号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「議長、討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

（「反対ではない」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 賛成者。

（「はい」と言う者あり）

○議長（杵本光清） では、賛成者の方の発言。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成ではあるんですけども、やむを得ないという思いは持っておりますが、ただ、この台帳整備ということなんですけど、やっぱり起債が新たに650万ということで、先ほどあったように交付税の算入が30%あるけれども、やっぱり450万ほど新たな費用にもなると思います。そういう点で、河合町の将来負担比率なんかの計算のときに、かなりこの下水道会計の下水道のところの返済の額というのが、周辺、上牧なんか比べて倍ぐらいいつもあって、これというのは一定の整備を進めてきた面もありますけれども、それがさらに増えるという要素もあるんで、そういう点では、これは国がやれと言うたことだというふうには聞いておるんですけども、これは改めて何年かに1回やらんといかんことなのか、同時に町としてのこの役割というのは十分どういうもののために必要なのかについては、ちょっと改めて確認をしておきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第27号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第29号 令和元年度河合町水道事業会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第35号、議案第36号、同意第8号から同意第11号、諮問第

1号の上程、説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者のほうより追加された議案第35号、第36号、同意第8号から同意第11号の4同意、諮問第1号について提案理由の説明を登壇の上願います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

（総務部長 福井敏夫 登壇）

○総務部長（福井敏夫） それでは、本定例会に追加議案として提出いたされました議案第35号、第36号の2議案、同意第8号から同意第11号までの4同意、諮問第1号の1諮問、合計7案件、順次ご説明をさせていただきます。

議案第35号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、河合第二小学校大規模改修工事（2期工事）。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、1億7,644万2,200円。

契約の相手方、奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31番地-1、株式会社上村組代表取締役上村智津子。

続きまして、議案第36号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、河合町立小中学校空調機設置工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、2億4,656万7,200円。

契約の相手方、奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31番地ー1、株式会社上村組代表取締役上村智津子。

続きまして、同意第8号 副町長の選任についてでございます。

このことにつきましては、下記の者選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目20番地3。

氏名、田中敏彦。

生年月日、昭和27年6月3日。

なお、参考に経歴書を添付させていただいております。参照をお願いします。

続きまして、同意第9号 監査委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、下記の者選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目8番地1。

氏名、西村 潔。

生年月日、昭和23年4月8日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますので参照していただきたいと存じます。

続きまして、同意第10号 消防委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、下記の者選任いたしたいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字大輪田2032番地。

氏名、常盤繁範。

生年月日、昭和47年6月14日。

なお、参考に経歴書を添付いたしております。参照していただきたいと存じます。

続きまして、同意第11号 消防委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、下記の者を選任いたしたいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字穴闇505番地8。

氏名、森光祐介。

生年月日、昭和51年9月12日。

なお、参考に経歴書を添付いたしております。参照していただきたいと存じます。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、下記の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町広瀬台1丁目8番地7。

氏名、井上恵美子。

生年月日、昭和21年10月13日。

なお、参考に経歴書を添付いたしております。参照していただきたいと存じます。

以上、追加提出いたされました7案件につきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。再開は10時50分からとします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時52分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6、議案第35号 工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは質問いたします。

一般競争入札ということですが、何者からの入札で、その金額、それぞれ教えていただきたいと思っております。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回この工事で執行いたしました一般競争入札ですが、まず5者の参加申し込みがありました。そのうち実際に入札された業者が2者ございまして、2者とも同じ金額、最低制限価格で入札されております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） すみません、ちょっと2者の名前を教えてください。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 失礼いたしました。

その2者の業者名ですが、株式会社豊国、そして株式会社上村組の2者となっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今もちょっと馬場議員のほうからは会社名と金額も本来言うてたんで、2回目発言になってしまってちょっとぐあい悪いなと思うんですが、僕のほうからは改めて、そしたら2者と金額と、それから下のほうに応札業者は掲示いつときされていたので、5者あったのは見ていたんですけれども、その上で、なぜここがよかったかということについては一般競争入札ではあるんですけれども、一応その判断についてお願いしたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 大変申しわけございません。

まず、その2者の入札金額ですが、1億6,040万2,000円となっております。

そして、その参加申し込みについてなんですけれども、一般競争入札ということで、こちらでどの業者を選んだということとはございません。

以上となります。

（発言する者あり）

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 追加でお答えいたします。

この上村組が、なぜ契約の相手方になったかという理由でございますが、これは入札金額が同額で落札者が決まらない場合に、くじにより選定するという要領がございます。そのくじの要領に基づきまして、その場でくじをさせていただきました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、第二小学校の2期目の工事なんですけれども、5月20日に公示がありまして、予定価格は1億9,198万3,000円となって、最低制限価格が1億7,644万2,200円となって、最低制限価格の金額でいうことになっております。それは確認しました。

それで、今2者となっておりますけれども、くじ引きとあるんですけれども、現実、建築土木と、指定業者によっては格付というものもあるかと思うんですけれども、そこら辺は加味されていないんですか。やっぱり同額の場合はくじということになるんですか。そこら辺がちょっとわからないんですけれども。同額の場合は格付で、かなり経営審査点とか、土木でしたら5段階あるとか、建築でしたら4段階あると聞いておるんですけれども、そういう客観的な資料に基づいていうことは入札のときには審議しないんですか。

以上、お聞きします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） ご質問の内容に対してですが、くじを執行する際には、その業者の経営規模ですとか、そういった経営事項の審査された内容というのは加味せずに、単純にその入札金額が同額であったことだけを踏まえてくじを執行しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほどのは一応税抜きで、税込みで出されている議案かと思うんですけれども、ちょっと上村組につきましては、前回1期工事のときも当然落札されているところなんですけれども、その際もくじ引きで最後決まったということになっています。ただ、実態のこの業者としての適格性については当然評価した上だと思いますけれども、前、馬場議員のほうからもあったかと思いますが、現場というか現地どんなとこやろうと見に行ったら、2階に事務所があるような感じでほんまにここでできるのかなという思いを持ったということで、これは評価そのままかどうかちょっとわかりませんが、そういう意味では、またここかという感じがちょっとあることはあるんです。

くじ引きだとは言いますが、そういう点でなら、もう少しその辺の評価とか客観性とか含めて、それから当然1期工事も含めたときの何ら問題はなかったのかということについては、ちょっとご説明願いたいなと思っております。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、業者に問題がない、その経営規模とかに問題ないのかというご質問ですが、今回の一般競争入札に参加するに当たりましては、一定の経営規模以下の業者を排除するために、毎年こういう地方公共団体の入札に参加するために、こういう業者は経営規模の審査というのを受けております。その審査の評定値が800点以上というものを求めています、一定の経営規模の業者がまず入札参加しているという前提で落札結果は決めています。

あと、1期工事の施工に問題がなかったのかというご質問ですが、当然その竣工検査等にも合格しておりますので、問題はなかったと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2回目の質問させていただきます。

今回も予定価格、最低制限価格制度の一般競争入札になっております。この趣旨は国が以前に発令して最低制限価格、特に東日本大震災後、こういう制度ができて、奈良県は今各全自治体にそういった最低制限価格制度を導入しなさいよということで指導していると聞いております。こここのところ大阪のほうでは、最低制限価格もなしで、もう公表しない形での一般競争入札も出てきております。

今回、今見ますと全部最低制限価格でなっておりますし、予定価格、これはある最初に設計会社にコンサルタントして、それで予定価格を設定しているんですけども、それに関して最低制限価格は、今回これは91.9%なんです、予定価格より。実際に計算してみると、どうなんでしょうか、ここら辺。そこら辺が私ら議員としてもチェックできないんです。本当に最低制限価格っていいのかなと、もう少し、価格も重要なんですけれども、質も重要なんですけれども、そこら辺の制度をもう一度見直していただくことも必要じゃないかなと思います。

今回、最低制限価格は91.9というのはちょっと高いというような気もしますんで、これ、私、閲覧を今出していますけれども、やっぱり納得いくように説明していただいて、いろん

な係数の掛け方と算定方法があるのを知っています。非常に難しい点があります。そこら辺もう一度、この町が今の現状を見たら最低制限価格がいいのかどうか、もう一度これよく見直していただきたいと思います。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 最低制限価格の設定に関しましては、本町で定めています最低制限価格制度取り扱い要領、これに基づいて算定しておりまして、消費税を除いた予定価格の75%から92%、この価格を1,000円止めしたものに消費税相当額を加えた額の範囲になります。この方法といいますのが、議員おっしゃるとおり国土交通省が提示している算定方法となっております。これが必要なのか必要ないのかというのは、非常に議論の分かれるところなんですけれども、本町といたしましては、やはりその過度な安値受注によりまして、例えば工事の品質の悪化であるとか、あと下請業者さんへの影響、そういったものも踏まえる必要があると考えております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） ちょっと質問させていただきます。

1期工事のほうも第一小学校、検査完了しましたということだったんですけれども、どこかの委員会で、私、確認に行って第二小学校の手洗い場がそのまま、やっぱり汚いですよということ、これで検査通ったんですかということだったんで、そこはかからないところなんだということだったんですけれども、第二小学校、15年前に食中毒で大きな事件になったりして、やっぱり子供たちの意欲、手洗いの励行をさせていただくということで、やはりそこら辺もきれいにしていただきたいということと、もう一つ、1期目工事も上村組、今回も上村組、それからもう一つの議案のほうも上村組ということなんですけれども、そこは今説明あったとおり、きっちりとされたのかなと思うんですけれども、そこで、この工事が夏休みから始まりますということで、終わるのが11月か10月だったと思うんですけれども、早々に着工されてということだと思えるんですけれども、近年の秋の日差しはきつくて、教室内の非常に温度が高くなっての熱中症というのが去年あったと思うんです。

そこで、お願いなんですけれども、工事業者のほうで工事用のそういう空調機器が配備できるのであれば夏休みにしていただいて、工事と並行に臨時でそういうふうなちょっとそういうお得意さんやかていうわけじゃないんですけれども、そういうふうなご配慮をいただけ

たらなということで、工事契約者が清原町長ということなんですけれども、清原町長、その業者のほうにちょっとお願いできませんやろか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘にあった部分については、ちょっと担当課と相談して検討してまいります。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） すみません、ちょっと話が戻るんですけども、教えていただきたいんですけども、この一般競争入札で上村組さんと同額で豊国さんということだったんですけども、経審の、経営審査です、先ほどおっしゃられたその800点以上云々といった、その中も含めて、私、誤解招いたらあれなんで、豊国さんという名前、今初めて聞いたんですけども、豊国さんはたしか間違いじゃなかったら、地元の業者さんと思うんですけども、やっぱり地元の業者を育てるといふ、要するに地元のやっぱり評価点というものは河合町は考慮はされていないんですか。その辺ちょっと教えてください。三郷町のほうではかなりその辺は地元の業者を育成するということで評価点を考えているみたいですけども。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回執行いたしました入札と申しますが、一般競争入札ということで単に金額のみが落札の基準となっております。議員おっしゃっている地元議員の評価というのは、また一般競争入札の中にも価格以外の要素、総合的に評価する総合評価方式の一般競争入札でございますので、そちらが採用されている市町村のものだと思います。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 先ほどのちょっととぼけたような質問になっているのかもしれませんがけれども、子供の目線に立ちますと、やはり夏休み以降のこの教室内の暑さというものは想像もつきますので、少し本当に配慮いただけるように町のほうからできたらお願いしたいと思っております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論いたします。

この工事に関しても、全く苦渋の選択なんですけど、条件つき賛成として討論いたします。

まず、固定概念に頼らず、いろんな工事があると思いますけれども、その工事ごとの特徴を生かしてプロポーザル方式とか総合評価方式とかいろいろあると思います。今回は第二小学校大規模工事で1期目と同じようなやり方ですのでわかりますけれども、今後、またこの学校以外でもこのような工事がある場合は、あらゆる点を考慮していただきましてできるだけ、私の口癖なんですけれども、いつも言っていることなんですけれども、財政負担の少ないやり方で工事請負契約を結んでいただくようお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 私も賛成、反対ということになるところでは、事業としては大変急がれるし大事なやつやとは思いますが、やはりちょっと入札のあり方のところでは、もともと5者あって、今回も最後2者になるという形での入り方もそうなんですけど、そういう点で、昨年から連続する工事という面も当然あると思います。そういう中で見たときに、ここでまた決まるというのが、自分としてはちょっとそのままずっと賛成という思いで言いたいなというのも気持ちあります。そういう点では、入札とか、それと結果の、それからもっと提示のやり方とか、きちっともう少し事前含めてですけれども、我々がもう少し評価できるような形でもらいたいということも含めてで、賛否としてはちょっとこの件については反対したいと思っております。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（杵本光清） 多数であります。

よって、議案第35号 工事の請負契約については、可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第7、議案第36号 工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この事業も大変急がれる事業ですけれども、この上村組の事業、業者の中で、今までエアコンの設置等にかかわった事業というか、されたところがあればお聞きしたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 上村組の同種工事の実績というご質問だと思うんですけれども、確認しましたところ、昨年度に香芝市で小学校及び幼稚園の空調設備工事、こういったものを施工している実績がございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これも先ほどと同じなんですけれども、たしか応札としては二小と同じ5者がされていたと思うんですけれども、入札の結果として、結局入札された業者とそれから金額について答えてもらいたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の空調機の設置工事につきましては、まず一般競争入札への参加表明された業者が5業者ございました。実際に入札された業者は3者ございまして、順にその業者名を申し上げます。株式会社豊国、そして株式会社上村組、そして株式会社米杉

建設、そしてその入札金額ですが、これは全て3者とも同額でして2億2,415万2,000円、これが最低制限価格での入札となっております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと私の記憶が、メモが悪いかもわかりませんが、今回5月20日の公示では、内税として最低制限価格は2億4,656万7,728円だったと思うんですけども、小さな金額ですけども500円ほど低いんで、本当だったら最低制限価格以下になるかと思うんですけども、今ここら辺ちょっとどうなんですか。お聞きします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 議員おっしゃった最低制限価格ですが、当初入札公告の際には2億4,656万7,728円、これで入札公告をしておったんですけども、途中で、先ほど申し上げました最低制限価格の要領に基づきまして計算しましたところ、誤りが見つかりまして2億4,656万7,200円、これが消費税を含んだ額となっております。これで6月13日付で訂正の公告を打って入札を執行しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） わかりました。

今回、エアコン関係はガスと電気ということなんで、土木、建築よりどっちかというと電気事業者とか、今までのそういったメーカーさんのほうが期待しておったんですけども、今お聞きするところは大体土木中心の会社、建設もありますけれども。そこら辺のことで応札が3者、5者か、3で3者入札することになっているんですけども、この一般競争入札の公示の仕方もちょうと今疑問に思うんですけども、できたら例えば大阪ガスさんとか、そういった関西電気とかどこか電気、忘れちゃったけれども明電舎とか、いろいろあったと思うんですけども、それと冷熱会社では菱和さんとか新菱とか、いろいろあるかと思うんですけども、そういったところに通知を、この公示の仕方です、そこら辺がちょっと疑問に思う、地元業者、近隣地域の業者の育成という面もあるんですけども、果たしてそれがこれ言うたら、どっちか言うと専門メーカーではないと思うんで、そこら辺もう少しこの公示の仕方、方法ないかなと思っていますので、そこら辺ちょっと説明していただけますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の一般競争入札の公告の仕方につきましては、本町の公告式条例に基づく掲示板で公告するという手段だけでは、やはり広く周知できないという判断から町のホームページに登載したりとか、あと建設新報という奈良県内の建設の業界紙、そういったところにも記事の掲載の依頼をしております。

あと、その他の方法につきましては、今後の課題とさせていただきます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。

これからの質問に関しましては、可能性という形でご答弁いただきたいと思いますが、今回この工事に関しまして、先日より説明会、協議会等でいろいろ、それと一般質問に関しましても、いろいろ他の議員さんからも質疑ございまして、工事の完了の予定が10月の末という形で返答いただいております。そもそもエアコンの空調設備、使う時期としましては真夏なんです。今回のこの工事を行って工事が完了しました、例えばその10月の末という形で工事が完了しまして、そこから稼働しますという形になりますと、本年度に関しましては稼働する実績がないという形のものも考えられるわけです。

ここで、ちょっと可能性の話としてお話いただければと思うんですが、そういう形であれば来年の春休みに工事する、その時期に完了する形で来年度の夏休み前には、この時期6月の時期にはそのエアコンが稼働する形で、もう一度この議案に関して見直す、そういったものを行った場合、どういう形の弊害、もしくは言葉としましては申請のし直すこととか、国に対して助成金の申請をもう一度行うですとか、そういったものをどういった手続が必要になるのか、そういったものをちょっとご答弁いただきたいと思います。

理由としましては、以前、他の議員さんより全員協議会かな、全員説明かな、その際に、先ほど長谷川議員のほうからも質問があったと思うんですが、各小学校、中学校においてガス方式をとったり、電気方式をとったりする、そういった形の工事を行っていくというご答弁いただいております。そのものに対して、今後コストメリットを出す形でランニングコストとイニシャルコストを踏まえた形での表を出してもらえないかと他の議員さんから要望がありまして、その表を私ども議員一人一人に配付されております。その内容を見ますと、私としましては、本来望むべき形としましては、ランニングコスト、イニシャルコストを踏ま

えた形で必要とされる、その冷却機能の必要とされるエネルギーに対してどのぐらい単価がかかるのか、それを償却期間、例えば先日表に出された形ですと13年間だったと思うんですけども、その13年間にどのような形で求めるエネルギーに対する単価が出されたのか、それによって検討されているのか、そういったものがちょっとその表では見受けられなかったというか見えなかったところがあるんです。

加えて申し上げますけれども、今回の一般競争入札の形として応札というか、申し込みがあった形で申し上げていただいた3者、やはり長谷川議員同様に、いわば都市ガス、プロパン、それぞれの持っている会社というのは違います。例えば都市ガスでいえば大阪ガスです、プロパンでいえば例えばイワタニさんですとか、そういった全国展開しているロケット燃料も提供しているような会社がございます。そういったところにまず設計の段階から、ちょっと専門的な話になりますけれども、例えば一般家庭でいえば蓄熱方式のものですとか、電気会社であれば蓄電方式の、いわばガスヒーポンとかエコジョーズですか、そういった形の方式、そういったものを踏まえてコストメリットを比較した上で、今回この工事自体を計画されていたのか非常にちょっと疑問符がつくんです。

私、当時は一般の町民でございましたので、そこまではちょっと申し上げる立場にございませんでした。しかしながら今回、結局今年度の実際の稼働時期に関しまして、必要とされる時期にエアコンが稼働しない、そういう状況であればもう一度仕切り直しをして、本来であれば喫緊の課題であるんですが、実際に使われる真夏のこれ今の現時点でもそうなんですけれども、その時期に稼働しない状況なんですよ。そういう状況であれば、それも踏まえて見直すというか練り直すというか、そういう形をもし行う場合、どういった形の弊害というか手続が必要になるのか、ちょっとご答弁いただければと思います。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません、先ほどの予算の繰り越し事業でして、こちらにつきましては補助金を使つての工事ということになりますので、今年度実施させていただきたいというふうに思います。

また、工事の期間、今から工事のほうに入らせていただきますけれども、4カ月間を見ますが、これから業者のほうと詰め寄ります、普通教室を優先的に先にやっていただくような形でお願いするというふうな方向で考えております。

また、ガスと電気の比較というところですが、物自体につきましてはガスヒーポンと電気エアコンの比較をさせていただいております。普通教室につきましては2台を予定をしております、合計で5馬力、これはもう電気もガスも同じ容量のやつを考えて比較しております。

イニシャルコスト、ランニングコストにつきましても、第二中学校のほうにつきましてはガスのほうが安くなっております。

近隣の状況になるんですけれども、上牧町、広陵町、安堵町の小学校、川西町、三宅町、都市ガスが通っているところにつきましては、やっぱりガスのほうが有利だということ聞いております。安堵町の中学校につきましては、都市ガスがないということで電気のエアコンを設置されております。

また、エコキュートとか家庭用の部分、ちょっと変わってしまうんですけれども、学校につきましては業務用という形になります。また、病院とか福祉施設とかで入れられているジェネライトというそういう機械とかがあるんですけれども、それにつきましては大阪ガスと確認させていただきましたら、お湯を使う場合は有利ですけれども、学校には不向きだと、そういうような判断とかでいろいろ検討しながら進めています。

金額につきましては、明らかにガスヒーポン、第二中学校につきましては3,500万ぐらいガスのほうが安くなるという、13年時点でございますが、3,500万円ぐらい安くなるというふうな試算でございます。

また、LPガスと電気の比較につきましては、LPガスにつきましてはガスタンクを設置しないといけないというところで初期投資、約1,000万以上かかります。ランニングコストにつきましてはガスのほうが安いということになっておりますが、イニシャルコスト分を考えると、電気のほうが13年間でいきますと安くなるというふうな試算を出しております。

ソーラーパネルですね、新たに設置して、またそういう空調機、また電気を生み出せないかという話もちょうと検討させてもらいましたが、ソーラーパネルにつきましては、空調を動かすほどの馬力はないという電力ということになっております。

そうですね、空調設備、冷房につきましては6月から9月、夏休みを除いての3カ月間の利用ということになります。冬につきましてはガスストーブを使うというふうな形での有利な方法、どちらがいいのかというところで出させていただいております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 非常に詳細にわたってご説明いただきまして申しわけございません。ありがとうございました。

2回質問をさせていただく形になっておりますので、最後とさせていただきますが、まずもともとの話として、今例えば課長のほうから検討した材料、いろいろ出てきたと思うんです。そういったものを前提として、設計段階と施工、これをもう一緒に形で大きな例えば大阪ガスですとか関西電力、伊ワタニさん、そういった企業に対して、いわばプロポーザル方式で一式それぞれのアイデアも踏まえて、今後導入される新技術も踏まえた形でのご提案をいただく形でコストメリットを出しながら、今後そういった大規模な工事は検討していくとか計画立案していくという方式を、既存でもうされているのであればそれで結構なんですけれども、もし今件に関してそういったものの、まず取っかかりとしての部分は余りなかったと、その方式というものを考えていなかったという形であれば、今後はそういったものも検討した上で工事推進とか、町民の利益のために計画を立てていきたいと考えております。要望させていただきます。

その件に関して、現状でどうであるのかというのをちょっと質問させていただきます。

○教育部長（上村欣也） はい。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） ご提案のほどありがとうございます。

プロポーザル方式という方法もございます。プロポーザルいいものは価格だけではなく、おっしゃったようにアイデア、設計者のアイデアとか、そういうものも重視しながら採点して最終契約していくという方式でございます。

今後こういう大規模な工事、教育施設に限らず、特に教育施設、またこれから一中、二中の大規模も何年か先にまたするであろうかもわかりません。そのときには、またそういう方式も考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ちょっと感じたことを述べていきたいと思えます。

二小の第1期工事では、6者ぐらいの中からの抽選で上村組になったかなというふうに、違いましたか。何者かの中での上村組ということで。2期工事でも2者の中からの抽選で上

村組。今度は3者の中での抽選で上村組ということですがけれども、本当にくじ運の強い業者だなということを感じました。

それと昨年、幼稚園と小学校で設置されたということですがけれども、何教室ぐらい設置されたのか教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 昨年の上村組の施工実績につきましては、香芝市の例でございますが、工事の請負金額が2億9,800万円程度の工事だということ以外、その工事内容についてはちょっと把握しておりません。申しわけございません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） やっぱりちょっと入札のあり方のところで、もうちょっと確認もしたいと思うんですが、先ほど言ったように一応だから最終3者でこれもやっぱりくじ引きということではよろしいんですね。

それで、確かにだからどういう業者かというところで、例えば上村組のところホームページ上ということしかならんのですけれども、正規のホームページはないんです。だから規模も出ていなくて、ただ、もう一遍びらっと先ほど言った香芝で去年こんなやりましたというのは、これは別に公式な会社が出している情報やなくて、ただ単に関連情報みたいので出ているだけなんです。それで、ほかのところは、豊国さんとか米杉建設、入札したところについては一応の規模とか当然資本金とか含めてあります。ただ、どこも基本的には建設、土木、上村さんについては正規のそういうホームページないので、そういう点ではびらっと建設一般みたいになっている。

そういうところで、今回のような大規模なかなり電気、ガスも含めてエアコン工事、これが本当に可能なんかという点では、ちょっとそれは確かに疑問は感じます。形式的には出てきているんやから、そこは言えないところもあるんですが、たしか小学校のほうの1期工事については建設関係から含めて、改装からエアコンという関連性はあったかとは思いますがけれども、そういう点では結果的にはそういう経過を経ているという形式にはなるということではありますけれども、ちょっとやはりこの入札のあり方とそれと業者選定について、このままでいいのかということについて思います。そういう点ではちょっとその評価とかについて、もう一度、一定こういう客観的な評価をしているということがあれば、ご答弁願えた

らと思いますけれども。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すみません、答弁がちょっと重複してしまうかもわからないんですけども、やはり今回一般競争入札ということで参加していただく条件の下限は設けております。よって、みずからの意思で参加表明された業者さんにつきましては、当然その入札説明書なり仕様書なりをごらんになった上で、指定された技術者などが配置できると判断した上で申し込まれている以上、それはもう施工は可能なものだと私どもは認識しております。

今後、実際に例えばそれで契約の不履行などあった場合には、当然また違う例えば指名停止などのそんな措置も該当するようなことにもなっていくしますので、まずは今は施工可能な業者だとして今回議案として上げさせていただいております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） このエアコンを一応設置される中で、普通の家庭でもそうなんですけれども、当然いつかは壊れるであろうと、そうしたときに今のこの上村組なんですけれども、何年間の保証とか、そういったものの契約はされているんですか。

それとあともう1点、一番必要なときにエアコンがないということになるんですけども、それも結果としては、河合町がお金がなかったということで解決されているんですが、本来のいわゆる大人の役目というか、子供のために何ができんねというのは、やっぱり大人としては子供を守るというのが一番大事だと思うんです。そうしたときに、このエアコンに対してももっと違う発想、例えば河合町の住民の中からたとえ1,000円でも寄附を願うとか、そういった発想はなかったんですか。もし僕が小学生の子供を持っていたら絶対そういう発想していましたよ。何で、幾らでも出すやんかと、子供のために。つける場合にお金がないからということで、これいろいろ、本来は逆算して一番必要なときにつけるのが当たり前の話なんです。でもお金がないというだけで解決できる話じゃなく、子供を守るのが当然大人の役目なんで、寄附とかそういう発想とかいうのはなかったですか。お答えください。

○教育部長（上村欣也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） 子供第一の考え方ということで、寄附のことも考えていなかったか

ということをご指摘だと思います。そのことにつきましては、今後の参考にさせていただいて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○5番（中山義英） このエアコンの保証とか、あれはどうなっていますか。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。再開は45分から行いたいと思います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時45分

○議長（杵本光清） 再開します。

○教育部長（上村欣也） はい。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） すみませんでした。

エアコンの機種につきましては、契約締結後に決定いたしますので、エアコンについてはメーカーにより、それぞれ保証期間が異なりますので、現在ではちょっとお答えできないということでご了解願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 保守点検やら、あるいは保証期間とか云々で答弁なされておりますが、なぜこの工事そのものが上村組という、億単位の工事を、空調工事専門の例えば東芝さんやら日立さんやらパナソニックやら、こういう大手の電機メーカーでできなかったのかと、こういう土木の工事の会社にこの空調の大きな金額を土木の工事に任されたのかと、その辺がそういうふうな電気工事店に任すというような考えは最初からなかったのかお聞きいたします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の一般競争入札に当たりまして、その条件といたしまして土木業者というのは設けておりません。あくまでも建築一式工事、建築業法における建築一式工事の許可を持っている業者ということにさせていただいております、単にそういう空調

機器を設置するだけではなくて、例えば配管工事など、場所によってはそういう取り壊しなどを伴いますので、建築一式の許可を持つ業者ということで考えさせていただきました。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 先ほどの中山議員の続きというたらおかしいんですけども、まだメーカーが確定していないということなんですけれども、メーカーが確定して、その契約書及び保証書などをまたできましたら全議員に配っていただいて、私たちも理解できるような形ができるのが望ましいと思いますので、ちょっとそこら辺のご配慮できるかどうかお聞きいたします。

○教育部長（上村欣也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） 検討させていただきます。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） こんなん検討することじゃなしにコピーとって、こういう契約、約款です、これが保証書ですということですので、別にそんなに考えることじゃないと思うんですけども、ましてそのほうがわかりやすくいいかと思うんですけども、どうですか。

（「すみません」と言う者あり）

（「ちょっと待って、答える」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） はい、前向きに検討させていただきます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今の保証の話なんですけれども、当町が発注しているということは、上村組が保証するということの解釈でよろしいんですね。だから電機メーカー云々関係ないんじゃないですか。町として、建築一式としてその建物についてのその保証の期間というか、何か問題あったときには対応してもらう、請負業者に、そういう決まりってないんですか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すみません。保証の話をちょっと整理させていただきますと、ま

ず施工に関する保証というものと、あと機器に関する保証というものがあると思います。先ほど教育部長が申しましたのは、あくまでその機器というのが、あくまで仕様書ではその同等品といった指定をしておりますので、実際に承認願が上がってくるのがどういった機器かわからないので、その保証期間が不明ですという答弁です。

そして、今、佐藤議員がおっしゃっていますのは、それではその施工に対する保証はどうなっているのかというご質問だと思うんですけども、これは今現在結んでおります仮契約書の約款におきまして、瑕疵担保責任という条項ございまして、2年間その瑕疵に対する請求ができるとされております。また、その2年間につきましても、例えばその瑕疵の原因が故意もしくは重大な過失によるものであれば、10年間までその瑕疵担保に対する請求ができるとされているところです。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 既に仕様書を提出して入札に応じていると思うんです。空調関係の費用って一体どれぐらい見積もられているのか。先ほど備品に対する保証行為、これはまだこれからやという話ですけども、本来ならば例えば契約書の中で、この空調機とかそういうものの個別の保証とかいろいろあると思うんです。例えば追加で保険料払うとか、そういうものまで契約書の中に入っているのかどうかです。それがもし入っていないとすれば、これから話しするときに金額に影響してくるわけですね。その辺のところについてやっぱり明確にしておかないといけないと思うんですけども、いかがですか。

○教育部長（上村欣也） はい。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） エアコン以外のその他の機器につきましては、これから承認願というのを業者のほうから提出させまして、その中で保守期間とかそういうものをいろいろと決定していきたいと考えております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今の回答、私、理解できないですけども。例えば行政がエアコンどれくらい設置か今わかりませんが、幾らぐらいかかるんですか。エアコン、空調関係で。そ

うすると、例えばこの保証行為として10年保証してほしいとか5年保証してほしい、当然出てくるわけです、メンテナンスの後で。そういうものまで契約書の中にうたっていないということになれば、後でそれを計算するとなると、この入札の中で一体どれだけカバーされるのかが全くわからないわけですね。例えば今2年保証とか言っていますよね。だけれども例えば10年保証も可能なわけですね。そうところの話をおの中に入れてあるかどうかということをお聞いているわけです。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません、1台機器につきましては約130万円、それに対する個数分というご理解をいただきたいと思います。

保証につきましては、まずメーカーのほうに1年保証という形になりまして、その後、補修という形の契約をメーカーと結びまして、例えば大和ガス、関西電力であれば関西電力というところと契約を結ぶ形で、保守をしながら進めていくというところがございます。

○13番（谷本昌弘） 議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） そうしたら、日ごろの保守点検やらメンテナンスも当然上村組さんが窓口になるというような理解していいわけですね。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません、説明が違ったかもわかりませんが、上村組の保守ではなくてメーカーとの保守という形でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） すみません、確認なんですけれども、ということはその保守については、もうこの先10年、20年のことを考えれば別の形でまたそのメーカーと、今回発注には入っていないくて、別の形で電力会社なりそういうクーラー機器のメーカーと契約をまた新たに結ばないといけないということよろしいですか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） そのとおりでございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（発言する者あり）

○議長（杵本光清） ご異議がございますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回も大大大苦渋の選択をします。

一般質問でもエアコンの設置を早急にお願ひしますと教育長にもお尋ねしました。スピード感を持って今まで行政されていたということなのですが、この結果を見まして、このいきさつを見まして子供には悪いんですけれども、反対させていただきます。

理由を申し上げます。非常に今までの去年の夏からの段取りが非常に申しわけないですけれども、おそまつじゃないですか。今回、桜井市が以前同じように15校ほどジョイントベンチャー方式でエアコンの設置を7月1日までに市長命令で急げということで教育委員会の方が知恵を絞って、最初から今回のふるさと納税の制度を利用して寄附も集めてやっておられます。その中に、申し上げますと公募型プロポーザル方式で工事の受託を決めています。やはりメーカー名を参考にしますと電機メーカー、電気会社が主体となっております。このような中から今の入札、落札の業者では不安であります。

それと一般質問でも一つ、3番目に質問した内容で豆山の郷が経年劣化、まだ20年もたっていません。19年ですよ。非常にポンプとかボイラーも故障しているし、保守点検で毎年毎年4,000万強は出費しておりました。また同じようなことになってはいけませんので、もう一度、子供には本当に悪いんですけれども、この夏に間に合いませんから春休みの工事でやっていただくように考えて、それとエアコンを入れましたら従来エアコンがついていたら暖房もエアコンして冬場は入れたいんですけれども、それもできないで子供たちには悪いんですが、今回非常に苦しいんですが反対いたします。

以上です。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私自身は、賛成のほうをさせていただきたいと思います。

しかしながら本来であれば、先ほどの私の質問も踏まえた上で考えますと、本来であれば反対すべきであるのかなと考えるところではあるんですけども、子供たちのことを考えると親御さんの気持ちを考えると、なるべく着手しますよという答えが欲しいのではないかと、そういう意味を持って今回賛成の意思をあらわしたいと考えております。

私自身、河合第二小学校に子供を通わせている親でございます。昨年の熱中症の事案に関して、緊急の保護者説明会にも私参加させていただきました。その後、関係の各所の方々に対していろいろ要望させていただいたり、私自身としても気持ちとして物品としてのものを寄贈させていただいたりですとか、そういった形の活動をさせていただきました。それを思い出しますとその説明会において、各担当者の方、校長先生、そちらにいらっしゃいます上村部長も懇切丁寧に状況を説明されて、状況の打開を図っていきますとしっかりと説明されていらっしゃったのは非常に覚えているんです。私としてはその記憶があるんです。

しかしながら、親御さんの声としての、何でもいいから子供の安心のために入れてほしい、それだけなんですというその保護者の声、今も私の頭の中に心に残っているんです。状況としては、本年この夏休みの時期、そのエアコンの稼働を見込めない形ではありますけれども、この議会として承認することによって来年は稼働するんだね、そういった答えが出る、そういったものを本来であれば中身に関しましては吟味が必要かもしれませんが、町民の方々にとっては必要ではないかなと、そのように考えまして賛成の意思を表明させていただきます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 賛成の立場から言います。

本来行政として、まず何を考えなあかんのか、一つやるにしてもやっぱりもっと先々のことを考えてください。知恵を出してもらわんな今までどおりの固定的な、そういう固定概念ではもうあかん時代、だからほんまに何ていうかもっと進んだ自治体のやり方とか、そういうのをできるだけ取り入れながら、これをしたらこういう問題が発生するのやったらもっと議論してやってください。優秀な人ばかりやねから、ちょっとしたことやねけれども、やっ

ぱりその相手の立場とか考えるということは、結局自分がその立場やったらどうやねと黙っているのかと、そういう発想なんですわ。そういう考え方で行政の仕事をやっていただきたいと思います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 基本的には賛成の討論とします。

まず、財源のない中、補助金の活用、2択ですね、その活用を最短の方法で選択されたと。それと今後のランニングコスト、要は機器の保守点検、委託も含めて、これから機器に対しての委託金額も発生すると思うんですけども、その委託部分についても、そこのメーカーでしかできませんけれども、その財源を抑えるという意味で委託、保守点検をしてほしいというように思います。何より子供の環境、やっぱり少しでもいい環境にしてあげるべきだと思いますので、賛成といたします。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 私も進めてくれと確かに思ってきたところありますので、大変自分としても苦渋ではあるんですが、態度としてはやっぱり反対したいと思います。

ただ、それ自身はやっぱり行政の進め方とか、それからこういう工事も含めて、安心してきちっとやる状況、確かに書面上はそういうことがあったとしても、今出ているようなさまざまな心配や議論もある、そういう点でいえば、もしそれはそういう点でこれが否決されるというようなことがあったとしたら、再度そういうことも含めてきちっとやって、その上で臨時でもいいから再度採択してくれというような形でも出してもらってもいいから、やっぱりそういう問題としてはきちっと進めていけるようなあり方をやってほしいということも含めて、態度としては反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 多数であります。

よって、議案第36号 工事の請負契約については可決されました。

暫時休憩します。再開は13時30分からといたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時33分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎同意第8号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第8、同意第8号 副町長の選任についてを議題とします。

これより同意第8号の採決を行います。

（「質疑はいいですか」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 結構です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 人事案件ではありますけれども、きょう改めて副町長の選任の件でちょっとご質問しておきたいと思います。

それは、一つはやっぱり今なぜ副町長が必要かということをもう一度しっかりと考えることと、それからやはり改めてなぜ田中氏かという件です。

副町長の選任問題について、一部で副町長の人件費については4年間で5,000万ほど必要だ、周辺の自治体でも財政厳しいときに副町長置かなかった自治体もある、現在の河合町の財政状況から見て、この際、副町長を置かずに現在の部長体制で頑張ってはどうかという意見も一部聞いております。しかし、やはりこの問題というのは、あり方は町長自身がそのような判断をして、そして幹部職員ともども腹をくくって対応するという状況がないと、こういう期待する機能はしないのではないかと私は思っております。

実際、実施した自治体でも、やはり長の判断が先にあったのではないかとと思っております。その上で、私と同時に共産党という面もありますけれども、自分たちの判断の上でも、

そういう点でちょっと町長の意向を確認したいと思っております。

共産党的には、今の清原町政の与党ではありません、会派制ではありませんけれども。その上で現町政については、基本的にはこれまでの岡井町政のあり方を引き継ぐ側面が強いとも思っております。そして、住民の利益と今後の河合町のあり方を考えて、特に国や県の施策そのまま具体化するような方向で、またその防波堤になるような役割が弱いこと、税金の使い方、町営住宅の問題でかいま見えた一部の力が行政に影響を与えているのではないかというような懸念、そしてまた厳しい財政状況をつくってきた経過と今後の打開の方向など、住民に開かれた町政という運営がされるのかなど、これからの町政のあり方をチェックする役割としても大きいとは思っております。その点でも、我々も自覚をしているところです。同時に住民の願いの実現や必要な提案をしていきたいと考えております。

ただ、同時に現在の清原町長が相対的多数とはいえ、多くの有権者の支持を得て選ばれたのも事実です。ですから、その有権者の選択の上で、その執行体制としての人事があると思います。そういう点で共産党は与党ではないから、本来町長と一心同体である副町長など人事案件全て反対する、そういう方針ではありません。制度上認められた体制づくりで、その一環であればその人物が明らかに問題がある、もしくは町長の意思に反してどこかから押しつけられたような人でない限りは、長の選任に対しては、町長が選任することについては同意しているケースが多いですし、私たちも基本的にはその立場で今回対応しようとは考えております。

一方で、初めに言ったように、この厳しい財政状況という、また副町長を置かずにというような意見もあることはあります。それだけに新しい副町長がそれにふさわしい仕事をしてもらわないとやっぱりいけません。しかし、それは当然住民サービスを削って、住民から搾り取って自分の給料分稼ぐ、そんなことでは当然ありません。まさに、町の全職員が住民の立場で奉仕をして仕事をする、かつ町民に対してその目線で必要な意見があれば町長に対しても言う、そういうことをぜひ求めたいと思っております。

ただ、地方自治法の179条の長の専決処分の項で、副町長の選任の同意案件は専決処分の対象からわざわざ除外をされております。ですから、もし副町長の承認案件が否決されると、結果的には副町長は置くことができなくなります。しかし、初めに言ったように自覚的にそういう体制をとって頑張ろうということであれば、町の機能としては逆に新たな一定の混乱を招くかもしれないとも危惧をしております。

そういう点も踏まえて、改めて町長にはやはりなぜ今副町長が必要なのか、そしてやっぱ

りなぜ田中氏でお願いしたいのかということも、もう一度説明していただきたい。そのことがあった上で、もし問題があったり必要があれば、町長が任期途中でも解任することもできます。また、場合によれば我々からも、この人はもう解任すべきではないか、そういうことも言えるかもしれません。そういう点では、そういう一定の基準というか考え方も示しておいてもらって判断したいと考えております。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員からどういう理由でということまで質問をいただきました。

今、河合町の大きな問題、いつも言っておりますけれども、財政の健全化の問題もあります。それから、人口増の問題も抱えております。それから、魅力あるそういうまちづくり、それは今大きな課題になっていると思います。それに向けまして、今回の人事につきまして3つちょっと理由を挙げたいと思います。

1つは、県とのそういうパイプというか県のそういう力もかりる、そういう時期かなということを感じています。3日前、県の知事の講演会に参加しました。その中には、1時間30分ほどの講演だったんですけども、県内の自治体の中で財政健全化にしっかり取り組んでいるところ、また、そういう苦しい自治体の実情もしっかり聞いてというか何とかサポートをしていきたいと、そういう知事からのお言葉もありました。それに向けまして、1つ目としては河合町のそういう実態と、それから県に訴えていく、そういうパイプ役をやっぱりつくりたい、それが1つです。

それから2つ目は、魅力あるまちづくり、財政健全化、絶対やっていかななくてはならないんですけども、河合町に住んでいて、やっぱり楽しい、そういう雰囲気なり空気も必要かなと思っております。それから、いろんな目で河合町はいいよという情報発信もやっぱり必要になってきます。いろんなイベントも含めて町内でもやっているんですけども、今回というか同意に上げました田中さんは、ちょうど平城遷都1300年祭がありまして、その主な事務局の中で担当されまして成功に導かれた、そういう力量もお持ちです。だから、河合町でもそういう部分を發揮してほしいなということを思っております。それが2つ目です。

それから3つ目は、いろんな面でというか、県庁で長く勤務されました。そういう県庁方式のいい部分、町の職員さん皆さんもう全力で頑張っておられるんですけども、そういう県庁方式というか外の部分のよいところもちょっと入れていただいて、それを活気あるそう

いう町役場にもしていきたいと思っております。それが3つ目の理由です。

そういうことで上程させていただきましたので、ご審議のほうよろしくお願いたします。
以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私からは、まず副町長の選任方法につきまして、やはり一般公募もあ
りかなと、人物を比較しながら、河合町の中にも県庁以上に、例えば大阪府の職員であるとか、
大阪市の職員とか、やはりすぐれた人はもっとおられると思うんです。

町外からももっと優秀な人、国とパイプのある人もおられるかもわかりません。そうやっ
て広いところから、やっぱり一般公募を受けながら選んでいくのも一つの手法かなと。先ほ
ど町長のほうから県庁方式なりとか言われておられましたけれども、河合町と県のそもそ
もの違いというのは、河合町は河合町の住民と窓口で対応するんです。県は県民と直接接す
るかといったら、そんなこと絶対ないんです。そもそもそのあたりからの考え方も違うんです、
対応も。だから僕は基本としては県庁じゃない、ほかの市町村から来るのであればそうい
ったこともわかってはるのかなと。以前に桜井市なり出向されたとはいえ、やはり何十年とそ
の辺の対応もされている方とはもう基本的に違うかなと。

だから、まず人選につきまして広くその一般公募、必ずしもその一般公募がええとは言
えませんが、やはり比較して、なおかつ今の田中さんがええということになれば文句言
うつもりはありません。でも、いきなり田中さんやということであれば、私が誰か連れてき
ても極端に言えばええ話違うかなとということで、町長のお考えそのあたりちょっとどう思
われるか、私の意見に対して。ちょっとひとつ答えほしいと思います。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 貴重な意見ありがとうございました。

私も1期4年しか、ちょっと議会の活動にも参加しておりませんが、今までの経過
も参考にさせていただいて、きょうの形で上程させていただいたということで、ご理解よ
ろしくお願いたします。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 副町長、きょう初めてお会いしたのかなというところで、ほか会議ではお顔を見かけたことはあります。でもしゃべったこともありません。だから人となりということはもう全然わからないのが現実なんです。それ以前に、とにかく今河合町におかれていた財政状況の中で、先ほど言われましたように4年間で5,000万はいかないにしても4,000万からは絶対いるということでありまして、それだったらほかの福祉にも、そういうふうなことに充てていってはいいいのではないか。それからずっとこの議会なんですけれども、議員さんがするどい質問をしても、何を言ってもちゃんと答えられる幹部の職員さんがおられるということが非常にいいのではないか。

だから、そこら辺でまずは財政、今、日本で2番目いうてますけれども、町でいうと一番悪いんですね。奈良県でも一番悪い、それが2つでも3つでも4つでもようになってから、それまでは清原町長踏ん張ってもらって、幹部職員さんにも頑張ってもらって財政が少しでもよくなってから、そういうふうな余裕が出てからの話ではないかなとか私は思います。本当に上牧町なかったというのを現実でした。そこら辺少し我慢をすればいいのなとか思います。

○議長（杵本光清） 答弁はいいんですね。

○11番（岡田康則） いいんです。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、中山議員がお聞きした点に1点ダブリまして、私も以前から清原町長になられた場合、一般公募されてはという考え方しておりました。

それと、今それは一般公募についてはお聞きしましたんで質問しませんが、あと、今回の町長選挙を顧みますと4候補出られて、清原町長が1万票の中で3,500票とられて町長に選ばれました。そこで一緒に選挙活動も田中さんもやっておられました。参謀として選挙のブレーンとしてやっておられて、それに対してこれいろいろ賛否両論なんですけれども、ある近隣の市ではやはり問題あるよと、そういう投票するのは問題あるよということもあるので、その点自分の選挙で公約しているからやっぱりこの田中さん、副町長になっていただきたいという方もいてはるし、ある方はやっぱりそれは別で、行政は別で、そういうことも加味していただいて、町長はどのような考えで推薦したのかということです。

それと、今回朝、正直言って田中さんの抱負をお聞きしました。今まで参考的にまほろばホールとかでいろいろ活躍していたことを聞いております。きょういただいた経歴から見ま

すと魅力あるまちづくり、これはすごい力、パワーを持っておられるなど、技量を持っておられると思うんですけれども、一番私がいつも心配して申しわけないんですけれども、財政のエキスパート的な力があるのか、ちょっとこの経歴ではわかりませんので、昭和50年とかに入庁されて平成20年に事業部長、平城宮跡の部長にもなっていますんで、そういった財政のほうは経験あるのか、ちょっとその辺を詳しいのか、ちょっとそこら辺お聞きしたいんですけれども。

それと、町長が全部100%オールマイティーではできないのはよくわかっております。今まで教育畑でやっていますんで、はっきり公約も聞いています。そこら辺の絡み等含めて、町長のほうからもう一度お考えを私どもにお願いします。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、貴重なご意見をありがとうございます。

選挙戦のことも出たんですが、それはいろんな話をして、私の考えというか河合町をどうしていきたいかという、そういう部分で一致しただけで、変なそういう取引的なことは一切ございません。いろんな面でちょっとお知り合いになる中で、先ほど坂本議員の質問で、今3つのことを思って、きょうは上程させていただいたということを述べました。

経歴のところも概略で書いてあるんですけれども、ちょうど昨年2年前に河合町の不適切な処理問題ということで、去年ちょうど1年前の3月か2月ぐらいから委員会が始まりました。そのとき田中さん、副委員長と一緒に半年その会議をとにかくさせていただいて、いろんな面でリードをしていきました。そういう生の姿を見させてもらって、財政の健全化なり、それから全ての見直しについても本当にご意見をいただけたなど、私も町会議員として思うところ、かなり言わせてもらって今コンプライアンス向上委員会できまして、うまく住宅問題等を含めまして適切な会計処理、ちょっと一歩前進しているかなと思っています。そういう半年の同じそういう経験もさせていただいた、そういうことも前提にあるということでご理解していただいて、あと審議よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、質問させていただきます。

まず、この副町長の選任について、町長にちょっとお伺いしたいことが3点ほどございます。

まず1点は、町長、選挙中、選挙前、講演会のリーフレット、それと告示後の選挙広報、そちらのほうに公約というか約束という形で上げられていらっしゃいました再生プロジェクトを、短期のうち、資料によっては1年のうちに策定して明らかにしますという形のもので、あらわされていたと思われませんが、その再生のプロジェクトという形の作成の策定において、今回のこの副町長の人事というのは必ず必要であるという形のもので、今回人事案として出されているものであるのか、これがまず1つ目として質問させていただきます。

2つ目としましては、このプロジェクトにおいて再生プランを出すことについて、この今回の人事案件としての副町長、この副町長どうしても必要なんだという形であれば、そのプランの策定について、今後どこまでの人材の意見をもとにその再生プランを策定していくか、そういった青写真をこの時間をおかりしてちょっとご披露していただきたいと、さわれる程度で結構でするのでお願いしたいということ、これが2点目。

3点目としましては、他の議員様からも話あったんですけれども、今回の副町長のこの議案について本日理事者側から提出されました。その後、顔合わせという形のをさせていただきました。しかしながら、その顔合わせの働きかけというのは議長が働きかけを行って、議会側の責任者である議長がそういう形で顔合わせはできないでしょうかという形で働きかけを行って、それに理事者側がお応えいただいていたものであります。

私としましては、本来こういった特別職の人事案件については議会の初日であります6月10日、その日に、できれば今後は、今までの形としては最終日にこういった形で出されるというのは、先輩議員からもお伺いしているんですけれども、本来であれば議会の初日に重要な案件として提出いただいて、私どもとしてはそれに対してしっかりと議論させていただきたいとそうように考えておまして、今後そういった形で特別職等の人事案件に関しましては、できれば初日までに整えていただいてご提出いただければとそうように考えておりますが、町長いかがお考えでしょうか。

以上3点でございます。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） そうしたら今、議員のご意見に対してちょっと答えていきたいと思えます。ちょっと逆になるかもわからないんですけれども、本日顔合わせという形になりました。

先ほども言いましたけれども、私も議員1期4年しかしていなかったんですけれども、一応人事案件についてはきょうのような形は全くなかったと思います。これが初めてのきょうの様子かなと思いますので、今、議員おっしゃったような形の部分もしっかり参考にして考えていきたいと思っております。

それから、一番初めに言っていただいた、これから再生プロジェクトの青写真をつくっていく中で、副町長のそういう力というか存在が必要なのかということで質問していただいたんですけれども、私は必要な部分になってくると思います。この議会を通してずっとこの秋ぐらいまでに公共施設等も含めまして、いろんな見直しをかけていく、それから町有地の売却、ずばり言うと売却とかそういう問題もかなり出ています。収入をどうして増やすのかとか、そういう部分も出ていますので、今幹部職員中心にというか、もう既に動いておりますけれども、それだけではやはり限界があると思いますので、副町長になっていただいて、そこを補充していく、そういう形で持っていきたいと思っております。

3つ目、そうしたらどこまでというご質問だったんですけれども、とにかく期限的に何月何日までと言えないんですけれども、やっぱり遅くとも年内の早急な時点で総合的なそういうプランというか全体的なプランといえますか、こちらのほうで作成して、また議員の先生方にもお示ししてご意見とか頂戴していきたいと思っております。

だから、必ずもう期限なしじゃなくて、こちらも期限を切ってやっていく、そのためにはそういうお力をかりたいということ私思っておりますので、その点ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

3点目のご返答いただきました内容について、追加で質問させていただきます。

その内容について、期限を切ってというお話でございましたが、できればお考えをお伺いしたいだけなんですけれども、広く町民にプランを、自分で考えるプランを募集しますと、そのプランに対して、例えばここでは確約はできないかもしれないんですけれども、懸賞をかけるとかそういった何らかのコンテストを行うですとか、そういった形で町民と一緒に再生のプランを考えていく、そういった形として広く募集しますよという形のものを、よければご検討の中に、一つに加えていただきたいと思いますのでご答弁いただきます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 貴重なご意見ありがとうございます。

先ほど言ったのは、自分たちの気構えというか、最低自分たちである程度の枠づくりという形は絶対必要だと思っております。今、議員におっしゃっていただいたような感じで、多分町民の方にもいろんなプランというか、こうしたらいいなということもお持ちの方おられると思いますので、その部分もちょっと並行してうまく意見吸い上げられるようにしていきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 少し話が戻るんかもわかりませんが、町の声としては優秀な部課長がおられてそのままできないのかとか、それとか周りの市町村、先ほどもおっしゃられていましたけれども、不在でやられているところもあるんじゃないかと、その辺の検討をした上での話なんかというような声も聞いております。ただ、その中で私が独自で調べたところによると、昨年、田中さんは5年ぐらいブランクあるんかもわかりませんが、昨年県を退職されたOBの方が来られても4,000万近くのお金はかかると、それであれば町政がスムーズに潤滑油を差したように回るのであれば、副長という考えもあるんじゃないかなと、私は町の人の声を聞いた上で判断しております。

最後に、一つつけ加えたいのは、田中さんが入ることによって、昨日町長のほうもお答えいただきましたけれども、財政の立て直しが飛躍的に進むことを期待して、私は賛同したいと思います。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 再度質問させていただきます。

今回、副町長雇うに当たりまして、やはり町長はいいと思うんですが、職員、果たして今の田中副町長になる方と合うのか、そこが一番大事やと思うんですわ。やっぱり県の考え方と市町村の考え方、こんなの基本的に全然違いますから、誰もついていけへんということやったら雇っても意味がないし、きのうも私言いました。まちづくりは人づくり、だから職員

がやっぱりちゃんとその方と一緒に仕事できるのであればいいんですけども、そこもはっきり言って今の段階では未知数であると、やはり一つのあれですけども、ちょっと町長に確認します。

今現在の竹林教育長を副長に持っていくというふうな発想はなかったんですか。竹林副長であれば、当然今まで職員としてやってこられた、職員の信任もある、だから一つ竹林教育長であればお金も新たに増えることもないというのも一つの発想やったのかなと、私は思うんですが、そのあたり町長の頭の中では竹林教育長を副長というふうな考え方はあったんですか。職員とかのバランスを考えた中で。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 竹林教育長は、今学校統合問題とか、それからエアコン問題とかいろんな問題で教育行政の先頭に立って活躍してくれておりますので、私はその点を一番重要に考えておまして、今、議員おっしゃったような発想は持っておりませんでした。

心配していただいている、ただ県からもってきたからうまくいくんだというようなことは一切思っておりませんで、やっぱり河合町の独自のやり方もありますし、そういう部分ではしっかり統一して融合して仕事、お互いがスキルアップできるというかそういうことを思っております。また、個人的にもそういう部分では本人に伝えておりますので、あと今、議員おっしゃったようにしっかり検証、それは私の責任でやっていきたいと思っておりますので、その点のご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございせんか。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 町長に対する質問に対して、いろいろ答弁がありました。財政の健全化をメインに、いろいろ行革といいますか行政の改革してもらおうということで、例えば今極端に言いますと5,000万かかるからやめておきましょうというような発想する議員さんもおられるかもわかりません。しかし、投資という観点、人の人材を考えると5,000万投資してそれ以上の収益を考えると、これは投資の理論ですけども。だから、ただ単なる目先の人件費5,000万かかるからやめておきますというそういう発想にはなるかどうかということです。やはりこの副町長というのは物すごく重要なポストだと思ひます、私としては、それで、なぜその町長になるかとか、なったら必ずそういう人選の問題出てくるわけです。

ということは、そこにやっぱり思い込み、思い入れがあったと思うんです。例えば人間を評価するというのは難しいわけですよ。

例えば、この田中さんが県庁のキャリアでどういうことをやったかということについて、どれくらいのといたしますか、情報とか話し合ったのか、ただ単なるその選挙のためにこういうことやりますじゃなくて、副町長になった限りはどういう形でやっていくかということ十分に、スローガンをやるんじゃないで、過去どういう実績を上げてきたのかとか、もちろん思いはありますけれども、その辺で町長が決断したわけですよ。その決断した本当のところは、じゃ、何なのか、副長がいないと自分はできないんだというような発想でサポート的にそういうことを考えたのかどうか、本来は町長みずからがいろいろリーダーシップとってやらんといかんわけですよ。ところが、いや、それはちょっとできないから副町長候補の方にといたしますか、田中さんとプロジェクトでやったと、それでいいのかというところをやっぱり知りたいわけですよ。

これは、町長の選任する権限があるわけですから、だけれども我々は同意をするという基準をどこに置いたらええかとなるわけです。投資する場合はなかなかそれを分析する手法があるんですけども、5,000万投資して1億稼ぐとかいうのあるわけですけども、人に対しては非常に難しいところあるので、これはやっぱり町長の決断にはなると思うんです。

過去に、防止委員会で一緒になったとか、選挙のためにといたしますか、プロジェクトつくってやったとか、そういうことではなくて、彼が35年、やめてから5年ですよ、本当にこの例えば財政改革をすとか、行政改革することができかどうかというその見きわめについて、町長はどのようにお考えかということを知りたいわけですよ。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 略歴の中にもちょっと書いてあるとおり、県の中では地域振興部長というか県内の市町村を対象にしたそういう仕事で、統括的な部分で見ていただいているというか、そういう部分一番私は選ぶというか、その職歴というか、中では一番重きを置かせていただきました。そういう実績を本当に河合町の中でも力をかしていただくというか力を発揮してほしい、そういう部分できょう上程させてもらっておりますので、そこが私自身の評価の礎になっているということをご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） ちょっと具体的に質問しますけれども、例えば昭和50年に奈良県に入られたと、平成20年までいろいろ部門を経験されたと、これは確かでしょうね。その後、23年4月に地域振興部長、24年4月に会計局長兼会計管理者ということで1年ごとにやっているわけです。そうすると財政についての経験とかそういうことを調べていますか。ちょっと答えてほしいんですけども。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） そこまで細かいところまでは、ちょっと私検討しておりません。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、西村議員が言われたように、地域振興部長で1年在籍されて、地域振興部の中にも財政課とか1課、2課とかあったと思うんですけども、そういった内容的なもの、キャリアがどこまであるかいうのもわからないんですけども、24年4月に会計局長と、局長ですからすごいトップクラスというように懷疑しているんですけども、この辺の職歴が1年しかなくて、実際に今この履歴書を見ますと、1300年の記念事業にはもうかなり実力を発揮された業績があるというふうに評価しているんですけども、私この時点じゃなくて一番奈良のこれ余りこの平城遷都というのは、余り私自身は評価していなかったんですけども、シルクロード博のあのときは、かなり私もいろいろ民間企業として参加してやったことがあって、あれはよかったんですけども、非常にそこら辺がどこまで期待しているのか、ちょっと私もわからない点があるんですけども、今そこをちょっともう少し詳しく人選の理由、何か財政にもっとたけるとか交渉、例えば副町長になればこういうふうにやってくださいとかいうのは、ビジョンを町長から出されているんですか。まず何から手始めにしてくださいとか。よく会社でも誰か外部からもらったらこういうふうにはまず担当してくださいとか、ああいう特命的ないうのはあるんですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） ずっとちょっと繰り返しになるかもわからないんですけども、坂本議員のほうから言っていただいて、3つ、私としては願いとして持っております。それをやっていただきたいということをちょっと申し上げました。まだ、実際これから審議過程に入りますんで、実際まだ私人というか公人じゃなくて私人の立場でいらっしやいますんで、もし

皆さん方の同意を得て副長になられたら、また細かな部分でどしどしこちらのほうからも指示も出して、それから仕事をしっかりこなしてもらって、初めに言いました3つのところ辺をしっかりとやっていただくと、そういう方向で考えております。そういうことでちょっとご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 副町長は、常勤なのか非常勤なのかという声をお聞きしていますので、そのことをわかるように皆さんにお聞かせ願ひえればと思ひます。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 一応常勤の特別職だと認識しております。

またいろんな形で、ご意見ではどういうものかというか、なぜ副町長必要なのかとそういうご意見もあるということをお聞きしていますので、また私のほうからもいろんなところへ外へ出て行って、いろんな団体とも会っておりますけれども、そういう機会見つけて説明していきたいと思ひますし、それからきのうお話ししていますように、秋ぐらいからそういうビジョンができましたらタウンミーティングとか、形はいろいろまたこれから精査していくんですけれども、こちらのほうからもしっかり情報発信していくことと、それから議員の先生方心配していただいておりますけれども、具体的なそういう実践というか実績というか積んでいって、実証していくというかそういう形になっていきますので、そういう点でもまたしっかり見ていただけたらなと思ひます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う者あり）

○議長（杵本光清） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 反対させていただきます。

今、質問をした趣旨は、河合町は財政危機的にあるということです。極端に言うと副町長要らないという論理もあると思うんですけども、これはちょっと急激で疑問があると思うんです。

やはり財政を健全化するために副町長が来てもらう、補助をしてもらうという視点に立った場合に、今答弁では財政とか、経理は経験されておられますけれども、財政のプロが来てもええぐらいだと思うんです、河合町はね。ところが副長はいろいろ例えば、町長、議会、それから各部長さんとの連携をしていかないといけないわけです。そうすると根底にあるのはやっぱり財政の健全について相当な知識を持っていないと問題が出てくるんじゃないかと思うんです。今答弁ですと1年、2年で調べていない、わからないという答弁だったんです。

確かに、地位が人を育てるといえるのはあるんですよ。あるんだけど、今河合町は財政危機直面しているわけですから、むしろ専門的な知識のある人を副長に入れるということも当然考えるべきなことやと思うんです。ところがそこは町長がお考えになっていないということです。そうするとこれはやはり副町長の役割いうのももちろんあるんですけども、主体的には財政健全化についてどのように副町長は、例えば町長に提言をするとか、部長さんに提言していくとかいうこと当然あるわけですよ。そこを見きわめずに、ただ単なるプロジェクトチームをつくったからとか、夢ビジョンじゃないけれども、そういう考え方やると非常に危険だと思うんです。

だから、その辺のところ、どう考えるかは議員さんの考え方あるでしょうけれども、その辺のところ、もしこれを賛同したときに、大丈夫かなというような気持ちも出てくるわけですよ。だから私はちょっとこの辺は一旦引いておいたほうがいいかなとは思っています。再度もう1回、というのは1カ月でそういうことを決めることができたかどうかとあるわけですよ。本来は町長に出る限りはそういうパイプ、財政に強いパイプ、ひょっとしたら県庁の財務部長でも来てもらうといいわけですよ。担当課長でも来てもらうといいじゃないですか。それくらいをしないと町長に立候補して行政をつかさどるというのは難しいと思います。

そういうことでちょっと反対をさせていただきます。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ありませんか。

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(杵本光清) 多数であります。

よって、同意第8号 副町長の選任については同意することに決定しました。

◎同意第9号の採決

○議長(杵本光清) 日程第9、同意第9号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、西村 潔議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により西村 潔議員の退場を求めます。

(12番 西村 潔 退場)

○議長(杵本光清) これより同意第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(杵本光清) 多数であります。

よって、同意第9号 監査委員の選任については同意することに決定しました。

西村 潔議員、入場願います。

(12番 西村 潔 入場)

◎同意第10号の採決

○議長(杵本光清) 日程第10、同意第10号 消防委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については、常盤繁範議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により常盤繁範議員の退場を求めます。

(2番 常盤繁範 退場)

○議長(杵本光清) これより同意第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(杵本光清) 全員であります。

よって、同意第10号 消防委員会委員の選任については同意することに決しました。

常盤繁範議員、入場願います。

(2番 常盤繁範 入場)

◎同意第11号の採決

○議長(杵本光清) 日程第11、同意第11号 消防委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については、森光祐介議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により森光祐介議員の退場を求めます。

(1番 森光祐介 退場)

○議長(杵本光清) これより同意第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(杵本光清) 全員であります。

よって、同意第11号 消防委員会委員の選任については同意することに決定しました。

森光祐介議員、入場願います。

(1番 森光祐介 入場)

◎諮問第1号の採決

○議長(杵本光清) 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり井上恵美子氏を適任者とするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のお

り井上恵美子氏を適任者と認めることに決しました。

◎動議の提出

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 動議です。

会期の延長の動議を出します。延長は6月26日水曜日ということで動議を出します。

○議長（杵本光清） 水曜日までと。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（杵本光清） わかりました。

この今発言された動議に賛成の方、いらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 動議として認めます。

暫時休憩します。再開は14時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎延会の決定

○議長（杵本光清） 先ほど大西孝幸議員より本定例会の延会、6月24日から26日まで3日間の延会を申し出る動議が成立しました。

その動議についての採決を行いたいと思います。

先ほどの動議に賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（杵本光清） 多数であります。

よって、本定例会は6月26日まで延会とします。

◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 続きまして、日程第13、議員発議第1号 個別外部監査制度を導入及び実施を求めることについてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の中山義英議員の説明を求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

(5番 中山義英 登壇)

○5番（中山義英） それでは議長の許可をいただきまして、議員発議第1号 個別外部監査の導入及び実施を求める決議につきましてご説明申し上げます。

提出者、河合町議会議員、中山義英。

賛成者、同、谷本昌弘、同、岡田康則、同、長谷川伸一、同、佐藤利治、同、常盤繁範。

それでは説明いたします。

少子高齢化により人口減少が進む中で、河合町の経常収支比率は、一般的に適正範囲とされる70から80%を大きく上回り、ここ数年は100%を超え増加傾向にあります。その結果、人件費、扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費を町税や地方交付税等の経常財源で賄えず、財政は硬直化しています。この状況が続くと、将来的には行政サービスの縮小、普通建設事業の縮小、基金取り崩しや地方債、借入残高の増加が予想されます。

国が、地方自治体の財政健全性を判断する4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は現在、早期健全化基準に至らない水準であるとはいえ、実質公債費比率は上昇傾向が見られる以上、早急に何らかの対策を講ずることが望ましいと考えられます。河合町では、平成16年8月に河合町財政健全化計画を作成し、財政健全化に取り組んでいるものの、いまだ出口が見えない状況にあります。

そこで、財政悪化の要因及び今後の財政改善に向けた改善策を確定するため、外部監査制

度の導入が必要と考えます。

まず、外部監査制度とは、監査委員制度とは別に地方公共団体が弁護士、公認会計士等の外部者と外部監査契約を締結し、財務等についての監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする制度です。

外部監査制度につきましては、包括外部監査と個別外部監査の2種類があり、包括外部監査は都道府県、政令指定都市及び中核市にその導入が義務づけられています。

今回提案しますのは、市町村の判断により、条例で定めることにより導入できる個別外部監査です。

個別外部監査により期待できる効果としまして考えられることは、まず1点目に財政悪化の要因及び今後の課題と改善策が明確になります。2点目としましては、財政健全化に向けた職員の意識改革につながります。3点目としては、個別外部監査で指摘された課題と改善策を重点的に行っていくことで行政の無駄が排除でき、独自の財政健全化計画を作成するより、より効果的であることに加え、住民から見て行政の透明性、信頼性が高まります。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和元年6月河合町議会定例会において、個別外部監査制度の導入及び実施を求める決議を提出するものであります。

令和元年6月21日、奈良県北葛城郡河合町議会。

以上で提案説明とさせていただきます。ご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決いたします。

議員発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議員発議第1号 個別外部監査制度を導入及び実施を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎副町長の挨拶

○議長(杵本光清) ここで、先ほど皆様の同意を得まして副町長に就任されました田中敏彦氏が来られておられますので、登壇の上、ご挨拶願います。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) 改めまして、皆様、こんにちは。

田中敏彦と申します。

皆様のご承認をいただきまして、副町長の重責を担わせていただくことになりました。ありがとうございます。ありがとうございますというよりも、非常に大変だなという肩に何か荷物を背負ったような複雑な気持ちではございます。

ただ、清原町長が目指しておられる透明性の高い町民の声を聞きながら、それを反映した町行政を進めていきたいと、そういう気持ちに私は賛同いたしました。私の経歴で皆様方いろいろなご不信とか、それから懐疑的なお話がございました。先ほどちょっと傍聴のところで聞いておったんですけれども、私の選任で40分、皆様方の議論がなされたと、これもまた、いまだかつてなかったことだろうかなと思います。前例を踏襲していくという行政もあるとは思いますが、前例をまず疑ってかかって、それがなぜそういうふうになったかということ勉強しながら進めていくと、私は奈良県庁ではそれを座右の銘として務めてまいりました。財政の専門家かどうか、いろいろなご意見がございましたが、私はマネジャーとして雇われたと思っております。雇うという言葉、先ほど使われておられましたので、余り的確な言葉ではないかもしれませんが、就任をさせていただきました。

プレイヤーは職員です。職員の中に財政の専門家、そういうふうな職員がどんどん育ってきております。その助けをしながら、そして私も一緒に勉強しながら河合町政が発展する、そういうことに少しでもお役に立てれば本望かと思っております。

皆様方から叱咤激励、もしくは叱責、そしてご指導いただきながら、清原町政が河合町民のための町政となりますよう微力ながら誠心誠意努めてまいりたいと思います。どうぞ皆様、ご協力、ご指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

これをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日は散会いたします。

散会 午後 2時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治